

平成29年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成29年12月21日 午前10時00分 開会  
午前10時56分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 5番 松林謙司 6番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 議第69号 葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについて  
日程第2 議第70号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第3 議第71号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第72号 葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第73号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第82号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第83号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第84号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第75号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議第76号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議第86号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議第77号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議第87号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議第78号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議第88号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第16 議第79号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第80号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第89号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議第81号 平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第90号 平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第74号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第22 議第85号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について

- 日程第23 発議第3号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書
- 日程第24 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**吉村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本日午前9時から議会運営委員会が開催され、各常任委員会における付託議案以外の調査案件の取扱いについて協議いただいておりますので、会議の概要について運営委員長より報告願います。

10番、岡本吉司君。

**岡本議会運営委員長** おはようございます。本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

総務建設常任委員会から、道の駅かつらぎに関する事項、尺土駅前周辺整備事業に関する事項、国鉄・坊城線整備事業に関する事項、行財政改革に関する事項、公共バスの運行の5項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申し出がありました。また、厚生文教常任委員会からは、ごみの減量化に関する諸事項、学校給食に関する諸事項、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備の3項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申し出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。なお、これらの調査案件については、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して、閉会中の継続審査の申し出が出ております。

以上、簡単でございますが、報告といたします。議員皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**吉村議長** 各常任委員会の皆様には慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第69号から日程第8、議第84号までの8議案を一括議題といたします。

本8議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村正樹君。

**下村総務建設常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る12月8日及び13日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました10議案につきまして、12月15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第69号から議第73号及び議第82号から議第84号の8議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第69号、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、戸別受信機の有償譲渡を受ける場合の実費負担額について伺いたい。また、今

回の条例改正は、旧當麻町地域のアナログ防災行政無線について規定している条例を改正するものであるが、旧新庄町地域の有線放送設備に関する規定については、どのような手続をされるのかという問いに対し、有償譲渡する場合における実費負担の金額は4万円程度となる。また、旧新庄町地域で運用している有線放送設備については、条例ではなく規則でその内容を定めているので、今後必要な規則改正を行いたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、個人市民税について控除対象配偶者の名称が同一生計配偶者に変更されたが、別居などにより別生計となっている場合、控除対象配偶者には該当しないことになるのかという問いに対し、同一生計配偶者という名称は、今回の税制改正によって配偶者控除の条件が見直されたことにより新たに定められたものである。なお、今後、控除対象配偶者については本人及び配偶者の所得金額に応じて対象となるので、この条件に当てはまれば、夫婦の住所が異なっても控除対象配偶者となるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号、葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正は、引用条文の条ずれ対応とあわせて市営住宅の所在地表記の部分を改正するということであるが、条例の中で大字名までしか表記していない団地がある理由はという問いに対し、観音寺田団地及び八川住宅以外の市営住宅については、所在地内に複数の地番が存在するため、条例においては地番まで表記せず、大字名までの表記にとどめているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第82号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、議第83号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて及び議第84号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての3議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

**吉村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。  
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
日程第1、議第69号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第69号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。  
日程第2、議第70号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第70号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。  
日程第3、議第71号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第71号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。  
日程第4、議第72号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第72号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第73号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第82号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、杉本君。

**杉本議員** おはようございます。議第82号について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員に対し支給される報酬を引き上げる条例改正です。現在の葛城市においては、徹底した行財政改革が求められております。こうした中、さまざまな行政課題を解消し、市民生活の向上を進めるためには、まずは議員みずから身を切る覚悟が必要だと考えております。現時点においては、議員の報酬を引き上げる状況にはないと思うとともに、限られた財源の中で市民の期待に応えるという観点から、市民の理解は到底得られないと考えます。

以上の理由で本議案に対し反対いたします。以上です。

**吉村議長** ほかに討論はありませんか。

3番、吉村君。

**吉村始議員** 今回の第82号につきましては、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することにつきましては、先ほど下村総務建設常任委員長からご報告がありましたとおり、12月15日に開催されました総務建設常任委員会に付託されまして、全員一致で既に可決をしております。私も総務建設常任委員会に所属する委員として、この議案の採決については賛成をさせていただきましたので、本会議におきましても賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、今回の条例改正については、国家公務員に対する人事院勧告に基づきまして、議員報酬につきましてもその適用を準用して、議員の期末手当を0.05カ月引き上げるというもの

でございます。先ほど杉本議員がおっしゃいました、行財政改革を進めるというのを市民は求めていらっしゃると思いますが、市民が求めていらっしゃるの、やはり本当に仕事をし、しっかりとそれを進めていく。この役割に応じた仕事をしていくことを市民の方は求めていらっしゃる私は考えております。我々議員がいただいている議員報酬は、議員及びその家族の生活を支えるという意味合いもありますし、市民の暮らしを守り、議員の職責を果たすための必要最低限の額であると認識しております。この改正、私は妥当であると考えますので、私の賛成討論とさせていただきます。

**吉村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第82号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**吉村議長** 起立多数であります。よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第83号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、杉本君。

**杉本議員** 議第83号について、反対の立場で討論いたします。

給与引き上げを行えば一般財源を圧迫し、市民サービス低下が考えられます。人事院勧告を受けて引き上げるといいますが、人事院勧告では、国全体で見た場合、民間給与等は引き上げとなっておりますが、しかしながら、奈良県人事委員会の調査では奈良県の民間給与は下がっており、国全体とは異なっております。今回の給与の引き上げは、地域民間給与の的確な反映は考慮されていないと考えます。

以上の理由で本議案に対し反対いたします。以上です。

**吉村議長** ほかに討論はありませんか。

4番、奥本君。

**奥本議員** 議第83号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正については、先ほど可決となりました市議会議員の議員報酬の条例改正と同様に、人事院勧告に基づき、特別職の期末手当についても0.05カ月を引き上げるというものでございます。ただ、特別職におかれましては、これまでの間、身を切る改革として市長は50%、副市長は15%の給与を減額されております。そのため、期末手当の引き上げとはいうものの、支給される額は減額後の給与額を基礎に算定されたもので、必要最低限の引き上げに抑えたものとなっております。今後におかれましても、公約どおり行財政改革を推進していただきながら、市民第一の目線で、姿勢で市民サービスの向上に邁進されますことを期待いたしまして、本議案に対して私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第83号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第84号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、杉本君。

杉本議員 議第84号について、反対の立場で討論いたします。

先ほども申し上げましたけれども、奈良県人事委員会の調査では奈良県の民間給与は下がっており、国全体とは異なっております。奈良県での昨年度の所得税収入は平成27年と比べ減額しており、民間給与が上がったとは思えません。今回の給与引き上げは、地域民間給与の的確な反映は考慮されていないと考えます。住民と公務員の給与較差の拡大の観点から見ても、本議案に対し反対いたします。

以上でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本君。

梨本議員 議第84号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

人事院勧告は、労働基本権制約の代償として社会一般の情勢に適応した給与を確保するものであり、給与の水準を民間企業の給与と均衡させることを基本に行っているものであります。

さて、今回の条例改正は、国家公務員に対する人事院勧告に基づき、葛城市の一般職員の給与等についてもその適用を準用して、給料は平均0.2%、勤勉手当は0.1カ月分を引き上げるというものでございます。職員の給与は家族の生活を支える根幹であり、当然必要な生活給であります。私が調べたところによりますと、葛城市のラスパイレス指数は平成28年4月1日において94.5で、県下12市の中で最下位であり、給与水準が今のままでは優秀な人材の確保や職員のモチベーションの低下をもたらすのではないかと危惧するところでございます。今回の条例改正は当然のこととして、早期にラスパイレス指数の改善にも取り組んでいただくことを求めまして、私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第84号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**吉村議長** 起立多数であります。よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第75号から日程第20、議第90号までの12議案を一括議題といたします。本12議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る12月8日及び13日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました13議案につきまして、12月18日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第75号から議第81号及び議第86号から議第90号の12議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第75号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について及び議第86号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についての2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。若干の質疑はありましたが、いずれも討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第77号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について及び議第87号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についての2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、下水道改造助成金として140万円が増額となっているが、その内容について伺いたいという問いに対し、下水道改造助成金については、水洗化の普及促進、環境衛生の向上を目的とし、既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する場合などにおいて、1件につき5万円を助成するものである。供用開始告示後3年以内を限度として助成を行うが、平成27年度から平成29年度に限り、3年以上となる場合も助成対象としている。当初予算では60件分を見込み300万円を計上していたが、今年度の利用実績に基づき見込み件数を算出した結果、新たに28件分、140万円の増額補正を計上させていただいたという答弁がありました。

いずれも討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第78号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について及び議第88号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について、以

上の2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、学校給食運営委員会報酬が28万円の増額となっている理由について伺いたいという問いに対して、当初、年3回の委員会開催を予定していたが、8月の時点で既に3回開催しており、今後においても学校給食につきご協議いただかなければならない事案が生じていることから、更に3回の委員会を開催するために必要な委員報酬を増額補正するものであるという答弁がありました。

いずれも討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第79号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第80号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について及び議第89号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の議決についての2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

いずれも質疑、討論なく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第81号、平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について及び議第90号、平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についての2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、収益的支出における受水費が2,530万円の増額となっている理由について伺いたいという問いに対して、10月の台風豪雨の影響により、中戸新池の堤の法面崩壊などが発生し、11月以降において市内取水池の原水不足が生じることになった。そのため、過去の取水量をベースに算出した結果、今年度においては月当たり3万6,000トンの5カ月分、合計18万トンの原水が不足することになり、その不足量を県水単価である130円を掛け、2,530万円と積算したという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、原水不足となる取水池のうち、中戸新池について今回の不足分を県水からの受水に頼るのではなく、市内のほかの取水池から補うことはできないのかという問いがあり、現在、中戸新池からは、新庄浄水場から取水しているが、ほかにも山口地区や寺口地区などからも地元の方のご協力により取水しており、県水からの受水は必要最小限にさせていただいている。ただし、今後、夏場の農繁期の時期には田畑への受水が優先されることになるので、なかなか余剰水を配分することが難しくなってくると思われるという答弁がありました。

いずれも討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がされ、数多くの意見が出されて

おりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

**吉村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第9、議第75号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第76号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第76号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第86号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第86号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第77号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第77号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第87号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第87号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第78号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第78号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第88号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第88号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第88号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第79号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第79号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第79号は原案のとおり可決されました。  
日程第17、議第80号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第80号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第80号は原案のとおり可決されました。  
日程第18、議第89号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第89号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決されました。  
日程第19、議第81号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第81号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。  
日程第20、議第90号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第90号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議第74号及び日程第22、議第85号の2議案を一括議題といたします。本2議案のうち、議第74号は各常任委員会に分割付託されており、議第85号は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、議第74号の総務建設常任委員会の関係部分及び議第85号について、審査の結果報告を求めます。

14番、下村正樹君。

**下村総務建設常任委員長** ただいま一括上程されております議第74号の総務建設常任委員会の関係部分及び議第85号につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第74号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についての関係部分及び議第85号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第7号)の議決について、以上の2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、災害復旧費の工事請負費において、今回の補正予算に計上された金額の根拠と現時点における被災箇所の復旧状況と今後の見通しについて伺いたいという問いに対し、このたびの台風災害における被災箇所の危険排除のために必要な費用として、さきの第3回臨時会において承認いただいた専決処分した分と今回の補正額を合わせて約2億4,000万円を計上しており、おおむね緊急対応が必要な分は予算計上できている。今後、国の予算の獲得を図りながら、整備する箇所、また事業費の精査の必要があるものについては、3月定例会において補正予算もしくは新年度当初予算に計上していくことになる。今回予算計上した復旧工事については、年度末の完了を目指して進捗を図るという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、国の補助対象とならない被災箇所の対応はという問いがあり、その場合はまず現場をしっかりと把握して、災害箇所を確認し、制度的な整理をした上で関係者の方と個別に対応していきたいという答弁がありました。

また、歳入の市債合併特例債で、なぜ今の時期に特例債が出てきているのか。また、合併特例債の全体額、現時点での執行予定額及び残額について伺いたいという問いに対し、平成29年度の当初予算編成時は平成28年度の決算が確定していないこともあり、合併特例債の充当可能な対象事業については通常債で予算計上しているが、合併特例債の発行期限は平成31年度末となっており、現時点での発行実績を鑑みると、発行可能額の満額に迫ってきている中、葛城市の財政にとってより有利になる方法を勘案した結果、道路新設改良事業費に充当することが望ましいと考慮し、今回の補正で財源振りかえを行ったものである。合併特例債の発行上限額は99億9,000万円と設定しており、平成28年度末の実績額に平成29年度への繰越し事業分を含めると、現在98億1,020万円の執行額を見込んでいる。今回の補正で新たに道路新設改良事業費に1億3,140万円を充当することにより、現時点での特例債の残額は4,840万円になるという答弁がありました。

議第74号の関係部分及び議第85号の2議案いずれも討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

**吉村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、議第74号の厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

11番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第74号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、磐城幼稚園に係る測量設計委託料2,500万円が計上されているが、周辺一帯の全体構想及び今後の予定はどのようなものかとの問いに対して、磐城幼稚園を含む周辺一帯の全体構想については、今回の設計の中で検討していくところである。また、今後の予定については、最速で進めば本年度中に磐城学童保育所の実施設計を行い、平成30年度に磐城学童保育所建設及び周辺工事を実施するとともに、磐城幼稚園舎の改築工事の準備を行い、平成31年度より約2カ年事業として磐城幼稚園舎の改築工事に着手したいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、磐城校区の児童数が増加しているが、磐城幼稚園の教室数について今後の見通しはという問いがあり、教室数については現在の8教室から9教室へふやすとともに、人口動態調査や市の出生率などを鑑み、将来的に子どもがふえた場合でも教室をふやすような設計を検討してまいりたいという答弁がありました。

さらに委員からは、磐城幼稚園改築に伴う補助金はどのようなものを申請する予定があるかの問いに対して、磐城幼稚園については、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない箇所があることに加え、在園児童から算出した建築の必要面積よりも建物保有面積が小さいことから国庫補助の不適格改築事業に該当するため、今後申請をする予定である。また、補助率は3分の1となるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分につきましては全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

その後、委員より附帯決議案が提出されましたが、採決の結果、起立少数で否決されました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされて、数多くの意見が出されましたことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

**吉村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第21、議第74号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第74号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第85号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第85号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第3号、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

14番、下村正樹君。

**下村議員** ただいま上程を賜りました発議第3号、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、道路交通の安全確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路の改築に関する国の負担、または補助の特例にかかわる国の財政上の特別措置を定めることにより、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として制定されたものであり、この特別措置を受けながら、市町村では地域経済の活性化や安全で安心な地域づくりに必要な道路整備を全力で推進しているところであります。しかしながら、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度末をもって期限を迎え、国道、県道及び市町村道路整備事業の補助率等が平成30年度から低減されることは死活問題であり、県及び市町村の必要な道路整備の進捗に大きな支障を生じることとなります。よって、国におかれては、平成29年度末をもって補助率等の嵩上げ措置が期限を迎える道路財特法について、今後とも道路整備財源を安定的に確保する必要があること等を考慮の上、平成30年度以降も道路財特法の補助率等の嵩上げ措置

が継続されるとともに、さらに、地方創生推進のために真に必要な道路については補助率等を拡充されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**吉村議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る8日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

げます。

これもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、平成29年度葛城市政の執行並びに平成30年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会されました平成29年第4回葛城市議会定例会が、本日もちまして全日程を終えさせていただき、閉会となりました。提案いたしました議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも同意、可決いただきましたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。議員の皆様方から本会期中にいただきましたご意見を真摯に受けとめ、これからの葛城市の市政運営に生かしてまいる所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところわずかとなりました。皆様におかれましては、寒い季節、お体に十分ご留意をいただき、新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**吉村議長** 以上で平成29年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時56分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 吉 村 優 子

議 会 副 議 長 川 村 優 子

署 名 議 員 松 林 謙 司

署 名 議 員 谷 原 一 安